

ごみ焼却施設解体工事

発注仕様書

令和7年6月

香芝・王寺環境施設組合



# 目 次

第1章 基本的事項	1
第1節 共通事項	1
1. 背景	1
2. 本工事の目的	1
3. 本仕様書について	1
4. 疑義	1
5. 変更	1
6. 設計図書等の取扱い	1
第2節 事業概要	2
1. 工事名	2
2. 建設場所	2
3. 敷地面積	2
4. 立地条件	2
5. 既存施設について	3
6. 事業方式	3
7. 事業範囲	3
8. 事業期間	4
9. 関係法令等の遵守	5
第3節 工事期間終了後の引渡条件	6
第4節 契約不適合責任	6
1. 契約不適合責任期間	6
2. 契約適合検査	6
3. 契約適合確認の基準	6
4. 契約不適合の改善・改修	6
第2章 各業務の基本的事項	7
第1節 各業務共通	7
第2節 設計業務	7
1. 本工事に係る設計業務（工事に係る調査・計画等）	7
2. 解体設計	7
3. 解体設計図書の提出	8
4. 内訳書の作成	9
5. 許認可申請	9
6. 交付金申請図書等	9
7. 図書の著作権	9
第3節 解体業務	9
1. 解体業務の基本的な考え方	9
2. 業務着手前の必要書類提出	9
3. 施工体制台帳（下請業者台帳含む）の提出	9
4. 施工	10
5. 解体撤去工事中又は完了に際して提出する図書	11
第3章 解体撤去工事仕様	12
第1節 一般共通事項	12
1. 事前調査	12
2. 仮設工事	12
3. 清掃・整頓	12
4. ばいじん等の飛散防止	12

5.	汚水等の流出防止.....	12
6.	廃棄物の適正処理.....	13
7.	汚染物・有害物除去前の養生と仮囲い.....	13
8.	特定建設作業に係る規制基準.....	13
9.	その他の工事条件.....	13
10.	周辺住民等に対する工事の周知.....	13
11.	家屋調査.....	13
<b>第2節</b>	<b>汚染物・有害物の除去</b> .....	<b>14</b>
1.	解体前の事前措置と除去.....	14
2.	ダイキシン類ばく露対策要綱の遵守.....	14
3.	アスベスト関係マニュアル等の遵守.....	14
<b>第3節</b>	<b>解体撤去工事</b> .....	<b>14</b>
1.	解体工法.....	14
2.	障害物等撤去.....	14
3.	機械装置・電気盤類解体.....	14
4.	建築物解体.....	14
5.	解体撤去及び搬出.....	15
6.	発生材処分と再資源化.....	15
7.	火災・爆発防止.....	15
8.	場内整備工事.....	15
<b>第4節</b>	<b>環境モニタリング</b> .....	<b>15</b>
1.	汚染物のサンプリング調査.....	15
2.	汚染物除去作業時及び解体作業時の作業環境等調査.....	15
3.	汚染物除去後調査.....	16
4.	洗浄処理水調査.....	16
5.	標準土による土壌調査.....	16
6.	調査項目のまとめ.....	17

## 添付資料リスト

(※下記添付資料につきましては、「競争入札参加申込書」を期限内に提出され、資格が確認された方のみにお渡しします。詳細については入札公告を参照してください。)

- 添付資料01 : 工事範囲図 (車両動線含む)
- 添付資料02 : 測量調査結果 (新施設建設前)
- 添付資料03 : 地質調査結果 (新施設建設前)
- 添付資料04 : 保安林範囲図
- 添付資料05 : 既存施設図面
  - ① 香芝王寺清掃工場ごみ焼却施設建設工事 竣工図面 (建築構造・意匠関係)
  - ② 香芝王寺清掃工場ごみ焼却施設建設工事 竣工図面 (建築設備関係)
  - ③ 香芝・王寺環境施設 粗大ごみ置場新設工事 竣工図【解体対象外 参考用】
  - ④ 粗大ごみ集積所 (基礎) 新設工事 竣工図【解体対象外 参考用】
  - ⑤ 美濃園 (ごみ焼却施設) 排ガス高度処理・灰固形化施設整備工事 竣工図 (機械設備)
  - ⑥ 美濃園 (ごみ焼却施設) 排ガス高度処理・灰固形化施設整備工事 竣工図 (土木建築工事)
  - ⑦ 全体配置図 (新施設含む)
- 添付資料06 : アスベスト、ダイオキシン類等調査結果 (代表点のみ)
  - ① アスベスト調査結果
  - ② ダイオキシン類調査結果
- 添付資料07 : 土壌汚染調査結果
- 添付資料08 : 絶縁油PCB分析結果 (4箇所)
- 添付資料09 : 仮囲い範囲図
- 添付資料10 : 地下工作物の取扱いに関する環境省通知
- 添付資料11 : 地下貯蔵タンクの用途廃止作業に係る安全対策の周知徹底について
- 添付資料12 : 粗大ごみ処理施設解体範囲図 (交付対象外事業)
- 添付資料13 : 廃炉作業報告書

# 第1章 基本的事項

## 第1節 共通事項

### 1. 背景

香芝・王寺環境施設組合（以下、「本組合」という。）が保有する旧ごみ焼却施設、粗大ごみ処理施設、油倉庫等（以下、「本施設」という。）は、焼却施設は計画処理能力 150 t/日（75 t/24 h × 2 炉）の全燃焼式ストーカ炉として、粗大ごみ処理施設は計画処理能力 30 t/5 h の施設として昭和 57 年 6 月に竣工した。

その後、令和 6 年 9 月の新施設の供用開始に伴い、旧施設の稼働を停止し、周辺建物等を含めて解体撤去を行うこととなった。

本仕様書は、本施設の解体工事の仕様を示すものである。

なお、本工事は環境省の循環型社会形成推進交付金事業（循環型社会形成推進交付金交付要綱の定めるところにより、「廃棄物処理施設整備交付金」を受けて事業を実施する場合を含む。）として実施するものである。

### 2. 本工事の目的

本工事は、施工者のノウハウ・施工技術を十分活用し、旧ごみ焼却施設等の解体工事を効率的に行い、本組合の財政負担の縮減と公共サービスの一層の向上を図ることを目的とする。

### 3. 本仕様書について

本仕様書は、香芝・王寺環境施設組合が発注する旧ごみ焼却施設等の解体撤去を行う「ごみ焼却施設解体工事」について適用する。

また、本工事の目的達成のために必要な業務等については、本仕様書に明記されていない事項であっても、本施設の解体工事を施工する施工者の提案及び責任において全て実施することを前提とするものである。

### 4. 疑義

施工者は、本仕様書の内容を熟読・吟味し、疑義のある場合は本組合に照会し、本組合の指示に従うこと。また、工事施工中に疑義の生じた場合には、その都度書面にて本組合と協議し、その指示に従うとともに、記録を提出すること。

### 5. 変更

- (1) 本工事の目的達成のために必要な業務等については、本仕様書に明記されていない事項であっても、本施設の解体工事を施工する施工者の提案及び責任において全て実施することを前提とするものであり、この場合、契約金額の増額等の手続きは行わない。ただし、あらかじめ想定できない事項や本組合が示す内容に変更がある場合や本組合に責がある場合は、本組合と施工者との間で協議を行う。
- (2) その他、変更の必要が生じた場合は、本組合の定める契約条項によるものとする。

### 6. 設計図書等の取扱い

- (1) 本組合は施工者が作成した施工計画書等による施工が行われる前に、計画等が仕様を満たしているかについて確認する。
- (2) 本工事は DB (Design Build) 方式により実施するものであり、施工者が自らのノウハウ・施工技術に基づく施工を行うべきものである。したがって、発注者による施工計画書等の確認後も、工事竣工までは設計の履行が完了していないものとする。

## 第2節 事業概要

### 1. 工事名

ごみ焼却施設解体工事

### 2. 工事場所

奈良県香芝市尼寺615番地内

### 3. 敷地面積

約2.5ha

※解体範囲については、添付資料01を参照すること。

- ① 工事範囲内には十分な空地がないため、工事用地（現場事務所、工事関係車両駐車場、資材置場等）として不足する分については、施工者にて敷地外にて確保すること。
- ② 工事区画に当たっては、添付資料01に示す現有施設運営関連の車両・人動線が損なわれないうように計画すること。既存動線のまま確保できない場合は、代替の動線を確保すること。

解体工事期間中、以下の日程で車両が旧施設の外周道路を利用する。

① 平日の午前8時30分～午後4時30分

洗車のため、2t車及び4t車が旧施設の外周道路を利用する。（添付資料01 工事範囲図の青色矢印で示している動線）※ピークは昼前後

② 平日の月に5、6回（時間帯未定）

ビン回収車（4t車及び8t車）が粗大ごみ置場のビンを回収するため、外周道路を部分的（添付資料01 工事範囲図の右側）に利用する。

③ 月に1回（日程未定：平日）

洗車場掃除のため、付近の通行は不可になる。

④ 平日の月に4、5回（日程、時間帯未定）

粗大ごみ置場が有害ごみの貯留場所となっており、月4回程度搬入及び搬出作業のため、外周道路を大型車両が出入り、駐車することになる。

### 4. 立地条件

#### (1) 地形・地質等

- ① 地形 : 添付資料02を参照すること。
- ② 地質 : 添付資料03を参照すること。

#### (2) 都市計画事項

- ① 都市計画区域区分 市街化調整区域
- ② 用途地域 指定なし
- ③ 防火地域 指定なし
- ④ 高度地区 指定なし
- ⑤ 建ぺい率 60%
- ⑥ 容積率 200%
- ⑦ 都市計画公園 指定なし
- ⑧ 風致地区 指定なし
- ⑨ 農業地域 指定なし
- ⑩ 自然公園 指定なし
- ⑪ 鳥獣保護区 指定なし
- ⑫ 保安林 指定あり（敷地内：添付資料04）
- ⑬ 環境保全地区 指定なし
- ⑭ 景観保全地区 指定あり（敷地内）
- ⑮ 河川保全区域 指定なし
- ⑯ 砂防指定区域 指定あり（敷地内）
- ⑰ 宅地造成等工事規制区域 指定あり（敷地内）
- ⑱ 急傾斜地崩壊危険区域 指定なし
- ⑲ 土砂災害警戒区域 指定あり（敷地内）

(3) 工事車両の通行

- ① 工事車両は、添付資料 01 に示す道路を通行し出入りすること。
- ② 工事車両の通行により新施設の運営（車両の通行を含む）に支障のないように十分本組合と調整を行うこと。

(4) 敷地周辺設備

工事に必要な電力・用水等は施工者の負担とする。工事の実施に必要な電力・水道等の仮設引込工事は本工事に含むこと。なお、解体対象外施設である駐車場の電気及び給水設備については本組合にて別途引き込みを行っているため、解体工事において配管等を破損しないよう十分に留意すること。

5. 既存施設について

既存施設の詳細及び解体対象物については、添付資料 01 及び 05 を参照すること。

6. 事業方式

本工事は、解体工事の設計・施工計画及び施工までを含む DB 方式により実施するものである。

7. 事業範囲

本工事は、本施設の解体工事、及び関係官庁への各種届出までを含めた既存ごみ焼却施設等解体工事に係る一切の事業とする。（下記に示す「本組合が行う業務」を除く。）

(1) 施工者が行う業務

① 事前、工事中、工事後調査等に関する業務

- ・ 解体撤去に必要なアスベスト、ダイオキシン類等調査、照明等 P C B 含有調査
- ・ 工事中の騒音、振動調査

② 工事の施工に関する業務

- ・ 解体撤去工事（解体設計・施工計画を含む）

※解体物の運搬・処理・処分、スクラップ売却を含む。（スクラップ売却益は適切に集計し、工事費明細に含めること。ただし、利益はマイナス計上とする。）

※撤去に当たり事前に必要な、既存施設内のダイオキシン類等の汚染物除去、アスベスト等の有害物除去を含む。（必要な足場等仮設、密閉養生、飛散防止対策、作業員のばく露防止対策、除去汚染物の運搬・処理・処分、環境調査等を含む。）

特に焼却設備には R C F（リフラクトリーセラミックファイバー）が使用されている可能性が高いことから、適切に暴露防止対策を講じつつ処分を行うこと。

※ごみピット内のごみ、灰ピット内の灰は、クレーンで可能な範囲で、貯留設備内の薬品等も、排出装置で取り出せる範囲で、残置物も本組合にて撤去済である（添付資料13参照）。本組合が撤去した以外のものについては、本工事で撤去・処分すること。

- ・ 解体範囲に関わる植栽植樹の伐採・伐根・処分及び敷地外周擁壁上にある樹木のうち倒木等のおそれのあるものとして本組合が指定する樹木（4～5本程度）の伐採・処分
- ・ 既存施設からの不要備品等の撤去
- ・ 駐車場計画図作成及び施工（敷砂利の上にトラロープで区画）
- ・ その他の工事（工事エリアに関する交通誘導、工事に必要な電力・用水・排水・雨水・電話等各種ユーティリティの引込に係る工事、その他必要な工事）
- ・ 仮設駐車場の準備（施工者用に加え、本組合用として 15 台分）
- ・ 解体工事後の測量及び竣工図面の作成

③ その他の業務

- ・ 必要な関係官庁届出等（届出者が本組合になる場合は書類作成までを行うこと。）  
※砂防、宅地造成関係の届出が必要な場合も図面作成等を含む作成し、届出支援を行うこと。
- ・ 交付金申請など本組合が行う関係官庁届出等の支援
- ・ 会計実地検査など本工事に関して本組合が受ける確認・検査に対する支援
- ・ 本組合が行う近隣住民、地元自治会への対応の支援

(2) 本組合が行う業務

① 事前調査等に関する業務

- ・アスベスト、ダイオキシン類等調査、絶縁油P C B分析調査（代表点のみ）
- ・土壌汚染状況調査

※これらの調査結果は添付資料06～08を参照のこと。

- ② 工事の施工に関する業務（一部は、工事発注前に実施予定）
  - ・薬品等の使い切り（一部残留あり）、ピットからの灰・ごみの除去（クレーンで可能な範囲）
  - ・既存施設からの不要備品等の処理・処分
  - ・工事の施工監理
- ③ その他の業務
  - ・近隣住民対応
  - ・必要な関係官庁届出等（交付金申請など本組合が行うべきもの）

## 8. 事業期間

事業期間は、次のとおりとする。

契約締結に係る本組合議会の議決の日から令和9年3月17日

## 9. 関係法令等の遵守

実施に当たっては、下表に参考として示した法令等、及び本業務に関連する各種法令等を、施工者の責任において遵守すること。なお、事業期間中に各種法令等が改正された場合は、本組合と協議により調整を行うものとする。

<ul style="list-style-type: none"> <li>● 環境基本法</li> <li>● 循環型社会形成推進基本法</li> <li>● 廃棄物の処理及び清掃に関する法律</li> <li>● 大気汚染防止法</li> <li>● 水質汚濁防止法</li> <li>● 騒音規制法</li> <li>● 振動規制法</li> <li>● 悪臭防止法</li> <li>● ダイオキシン類対策特別措置法</li> <li>● 土壌汚染対策法</li> <li>● 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）</li> <li>● 都市計画法</li> <li>● 森林法</li> <li>● 河川法</li> <li>● 宅地造成等規制法</li> <li>● 道路法</li> <li>● 農地法</li> <li>● 建築基準法</li> <li>● 消防法</li> <li>● 航空法</li> <li>● 労働基準法</li> <li>● 建設業法</li> <li>● 計量法</li> <li>● 電波法</li> <li>● 有線電気通信法</li> <li>● 高圧ガス保安法</li> <li>● 電気事業法</li> <li>● 水道法</li> <li>● 下水道法</li> <li>● 労働安全衛生法</li> <li>● 景観法</li> <li>● 民法</li> <li>● 商法</li> <li>● 工場立地法</li> <li>● 文化財保護法</li> <li>● 自然環境保全法</li> <li>● 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律</li> <li>● 資源の有効な利用の促進に関する法律</li> <li>● 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律</li> <li>● エネルギーの使用の合理化に関する法律</li> <li>● 建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル（厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課、環境省水・大気環境局大気環境課）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 石綿含有廃棄物等処理マニュアル</li> <li>● 国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律</li> <li>● 電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法（RPS法）</li> <li>● ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法</li> <li>● 建築物用地下水の採取の規制に関する法律</li> <li>● 廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱</li> <li>● 廃棄物処理施設解体時等の石綿飛散防止対策マニュアル</li> <li>● 石綿含有廃棄物等処理マニュアル（第3版）</li> <li>● 石綿障害予防規則</li> <li>● 建設工事から生ずる廃棄物の適正処理について（平成23年3月30日環廃産第110329004号）</li> <li>● PCB使用電気機器の取扱いについて（経済産業省）</li> <li>● 特定粉じん排出等作業に係る指導の徹底について（平成17年8月1日環管大050801003号）</li> <li>● 建築物の改修・解体時における石綿含有建築用仕上塗材からの石綿粉じん飛散防止処理技術指針</li> <li>● 非飛散性アスベスト廃棄物の取り扱いに関する技術指針（平成17年3月30日環廃産第050330010号）</li> <li>● ダイオキシン類基準不適合土壌の処理に関するガイドライン（環境省水・大気環境局土壌環境課）</li> <li>● 土壌汚染対策法ガイドライン（環境省）</li> <li>● 日本産業規格（JIS）</li> <li>● ごみ処理施設整備の計画・設計要領</li> <li>● 国土交通省建築物解体工事共通仕様書</li> <li>● 廃棄物焼却施設解体作業マニュアル（厚生労働省労働基準局化学物質調査課編）</li> <li>● 建設・解体工事に伴うアスベスト廃棄物処理に関する技術指針</li> <li>● 建築物等の解体等の作業及び労働者が石綿等にはく露するおそれがある建築物等における業務での労働者の石綿ばく露防止に関する技術上の指針</li> <li>● 鉄筋コンクリート造建築物等の解体工事施工指針（案）・同解説（日本建築学会）</li> <li>● 奈良県環境保全条例</li> <li>● 奈良県における「建設リサイクル」の実施に関する指針</li> <li>● 奈良県建設リサイクルガイドライン</li> <li>● 奈良県土木工事共通仕様書（案）</li> <li>● 奈良県土木工事施工管理基準</li> <li>● 香芝市下水道条例</li> <li>● その他諸法令・規則・通達、基準・規格等</li> </ul>
--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

※とりわけ、令和5年1月11日に公布された石綿障害予防規則の一部を改正する省令について、令和8年1月1日から施行される予定であることを踏まえ、対応が必要なものについては遺漏なく対応できるよう事前に準備等を進めること。

### 第3節 工事期間終了後の引渡条件

工事竣工後、工事エリアを本組合に正式引渡しするものとする。

工事竣工とは、「第1章 第2節 7.事業範囲 (1) 施工者が行う業務」に示す「①事前調査等に関する業務」及び「②工事の施工に関する業務」のすべて及び「③その他の業務」を完了し、契約書に規定する検査を受け、これに合格した時点とする。

### 第4節 契約不適合責任

工事の目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない場合、その不適合を担保すべき責任（以降、「契約不適合責任」という）が施工者にある。施工者はこの責任に基づき、不適合に対して施工者の負担にて速やかに改善または修補を行わなければならない。

契約不適合の改善等に関しては、契約不適合責任期間を定め、この期間内に疑義が発生した場合、本組合は施工者に対し契約不適合の改善を要求できる。

契約不適合責任の有無については、適時契約適合検査を行いその結果を基に判定する。

#### 1. 契約不適合責任期間

施工の契約不適合責任期間として、引渡後2年間とする。故意または重大な過失により生じた契約不適合は、契約不適合責任期間を引渡しから10年間もしくは契約不適合を確認したときから5年間のいずれか短い期間とする。

#### 2. 契約適合検査

本組合は疑義が生じた場合は、施工者に対し契約適合検査を行わせることができるものとする。施工者は本組合と協議した上で、契約適合検査を実施しその結果を報告すること。契約適合検査にかかる費用は施工者の負担とする。契約適合検査による適合判定は、契約適合検査要領書により行うものとする。本検査で契約不適合と認められる部分については施工者の責任において改善すること。

#### 3. 契約適合確認の基準

- (1) 契約不適合責任期間における、契約適合確認の基本的考え方は、以下の通りとする。
  - ・安全衛生上支障がある事態が発生した場合
  - ・設計上・構造上・施工上の欠陥が発見された場合
- (2) 契約不適合責任期間において、個々の判定基準については協議により決定とする。

#### 4. 契約不適合の改善・改修

- (1) 契約不適合責任期間中に生じた契約不適合責任は、本組合の指定する時期に施工者が無償で改善すること。改善にあたっては、改善要領書を提出し、確認を受けること。
- (2) 契約不適合責任期間中の適合判定に要する経費は施工者の負担とする。また、契約不適合が改善しなかったことで発生した費用も施工者の負担とする。

## 第2章 各業務の基本的事項

### 第1節 各業務共通

- (1) 協議に提出する設計資料や各種工事関係図書においては本仕様書や質疑回答書を履行していることがわかる比較資料（履行確認書）を提出して、履行確認を行うこと。
- (2) 施工者は業務の詳細及び当該工事の範囲について、本組合と十分に打合せを行い、業務の目的を達成すること。
- (3) 打合せ時に必要な資料等を本組合に提示し、本組合が求める仕様等が反映されていることの確認を受けること。施工者は、設計や工事の状況について、本組合の求めに応じて随時報告を行うこと。
- (4) 図面、工事費内訳書等の様式、縮尺表現方法、タイトル及び整理方法は、本組合と協議し決定すること。また、図面は、工事ごとに順序よく整理統合して作成し、各々一連の整理番号を付けること。

### 第2節 設計業務

#### 1. 本工事に係る設計業務（工事に係る調査・計画等）

- (1) 施工者は関係法令等に基づき、工事の目的を完遂するために、アスベスト等調査計画、解体撤去計画書の作成等を実施すること。
- (2) 設計にあたっては、本節「2. 解体設計」に示す図書に基づき履行すること。原則、変更は認めないが本組合がやむを得ないと判断した場合にはこの限りではない。
- (3) 質疑回答や仕様書の内容をより技術的に向上させる提案、または費用対効果の優れている提案を設計変更として提示・協議することは差し支えない。仕様グレードを下げるものや工事費を削減するものみの変更は原則として認めない。
- (4) 協議に提出する設計資料や各種工事関係図書においては本仕様書や質疑回答書を履行していることがわかる比較資料（履行確認書）を提出して、履行確認を行わなければならない。
- (5) 施工者は、「第1章 第2節 9. 関係法令等の遵守」に示す関係法令等に基づき、設計業務を実施すること。
- (6) 施工者は業務の詳細及び当該工事の範囲について、本組合と十分に打合せを行い、業務の目的を達成すること。
- (7) 設計の打合せ時に必要な資料等を本組合に提示し、本組合が求める仕様等が反映されていることの確認を受けること。施工者は、設計の状況について、本組合の求めに応じて随時報告を行うこと。
- (8) 図面、工事費内訳書等の様式、縮尺表現方法、タイトル及び整理方法は、本組合と協議し決定すること。また、図面は、工事ごとに順序よく整理統合して作成し、各々一連の整理番号を付けること。
- (9) 設計業務に要する費用はすべて施工者負担とする。
- (10) 設計内容に関して周辺住民への説明会を行うときは本組合の説明資料の作成を支援し、また、必要に応じて説明会に出席すること。

#### 2. 解体設計

施工者は、契約後、設計着手前に解体設計に関する工程表を本組合に提出し、本組合が要求した工期等に適合していることの確認を受けること。その後、直ちに解体設計に着手するものとし、解体設計は、以下の図書に基づいて設計すること。なお、図書は以下の記載順に優先順位が高いものとする。

- ・ 質疑回答書
- ・ 本仕様書
- ・ 国土交通省 建築物解体工事共通仕様書・同解説（一社）公共建築協会
- ・ その他本組合の指示するもの

また、解体設計にあたって上記の図書の記載内容によりがたいものは、本組合と協議するとともに、解体設計図書に記載すること。

### 3. 解体設計図書の提出

施工者は解体設計完了後、解体設計図書として次のものを必要部数（※）提出し、本組合の確認及び承認を受けてから工事に着手すること。なお、図書の図版の大きさ、装丁、提出媒体は「完成図書」に準じたものとし、全て電子ファイル（PDF等）一式を提出すること。（※紙媒体3部、CD-R等電子記録媒体2部を見込むが、必要に応じて増刷を指示する場合もある。）

・解体撤去工事設計図書（施工計画を含む）

書類名称	記載する内容
1) 工事概要説明書	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 工事仕様書</li> <li>(2) ごみ焼却施設除染計画（ダイオキシン類等）</li> <li>(3) アスベスト除去計画</li> <li>(4) 解体撤去計画（解体方法・手順・使用重機等）</li> <li>(5) 工事種別明細・内訳書（※交付金交付対象内外を含む。）</li> <li>(6) 単価表・単価見積書 他</li> <li>(7) 搬出量調書（汚染物、その他産業廃棄物、スクラップ等）</li> <li>(8) 工事工程表</li> </ul>
2) 施工計画書	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 工事概要</li> <li>(2) 組織表・体制表</li> <li>(3) 安全衛生管理計画及び体制（安全衛生教育及び作業環境管理等）</li> <li>(4) 解体撤去工事施工計画 <ul style="list-style-type: none"> <li>① サンプルング、分析計画</li> <li>② 仮設防護計画（各レベル毎）</li> <li>③ 汚染物除去作業計画</li> <li>④ 施設養生計画</li> <li>⑤ 粉じん防止計画</li> <li>⑥ 解体・搬出計画</li> </ul> </li> <li>(5) 汚染物、廃棄物運搬及び処理処分の方法</li> <li>(6) 専門業者リスト及び法的資格リスト（労務者名簿及び資格証等）</li> <li>(7) 汚染物除去作業中におけるダイオキシン類・汚染物等分析結果報告</li> <li>(8) その他指示するもの</li> </ul>
3) 関係官庁申請図書等	<p>施工者は、適宜、下記の図書作成に必要な資料を提出すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) アスベスト除去に係る計画書、作業届</li> <li>(2) 特定粉じん排出等作業実施届</li> <li>(3) 分別解体等の計画</li> <li>(4) 土壌汚染対策法に係る届出</li> <li>(5) 関係官庁申請書資料</li> <li>(6) その他本組合が指示する図書</li> </ul>
4) 解体作業計画の届出	<p>労働安全衛生法第88条第3項及び労働安全衛生規則第90条第1項第5号の3に定めるところにより、工事開始の日の14日前までに次の書類を添付して、廃棄物の焼却施設の所在地を管轄する労働基準監督署長に対し、「解体作業の計画の届出」を行うこと。なお、これらの書類に記載された内容に大幅な変更が生じるときにはその内容を速やかに所轄労働基準監督署長あて報告すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 仕事を行う場所の周囲の状況及び四隣との関係を示す図面</li> <li>(2) 解体等をしようとする廃棄物焼却施設等の概要を示す図面 具体的には、解体作業を行う廃棄物焼却施設、建設物の概要を示す図面（平面図、立面図、焼却炉本体、煙道設備、除じん設備、排煙冷却設備、洗煙設備、排水処理設備、廃熱ボイラー等の概要を示すもの。）</li> <li>(3) 工事用の機械、設備、建設物等の配置を示す図面</li> <li>(4) 工法の概要を示す書面又は図面</li> <li>(5) 労働災害を防止するための方法及び設備の概要を示す書面又は図面 具体的には、 <ul style="list-style-type: none"> <li>① ダイオキシン類ばく露を防止するための方法及び設備の概要を示す書面又は図面（除去処理工法、作業の概要、除去後の汚染物管理計画、使用する保護具及びその保護具その保護具の区分を決定した根拠等）</li> <li>② 統括安全衛生管理体制を示す書面</li> <li>③ 特別教育等の労働衛生教育の実施計画</li> <li>④ 解体作業対象施設における事前の空气中ダイオキシン類濃度測定結果</li> <li>⑤ 解体作業対象施設における事前の汚染物のサンプルング調査結果</li> <li>⑥ 解体作業中の空气中ダイオキシン類濃度測定計画</li> </ul> </li> <li>(6) 工程表</li> <li>(7) その他労働基準監督署より指示を受けたもの</li> </ul>

#### 4. 内訳書の作成

施工者は、工事費の内訳書を作成すること。内訳書の作成にあたっては、作成に必要な根拠等（見積書、建設物価、交付金交付対象内外等）を記載した要領書を作成し、本組合の承諾を受けてから内訳書を作成すること。内訳書は、国の交付金申請、出来高確認、部分払いなどに使用する。

#### 5. 許認可申請

工事内容により、関係官庁への許可申請、報告、届出等の必要がある場合、施工者は自らの経費負担により速やかにその手続を行い、本組合に報告すること。また、本組合から関係官庁への許認可申請、報告、届出、申請等を必要とする場合、施工者は書類作成及び申請等について協力し、その経費を負担すること。

#### 6. 交付金申請図書等

施工者は、各年度の本組合が指示する日までに、以下の図書に関する資料を提出すること。

- (1) 交付金申請書関係図書
- (2) 実績報告書関係図書
- (3) 起債申請関係図書
- (4) その他指示する図書

#### 7. 図書の著作権

本組合は施工者から提出された情報等については全面的に利用権を持ち、著作権の譲渡については制限を設け、著作者人格権についても、一定の制限を設けるものとする。また、知的財産権の権利の取得が必要なものは手続を行うこと。

### 第3節 解体業務

#### 1. 解体業務の基本的な考え方

工事契約に定める期間内に本施設の解体撤去を行う。その際、特に以下の点について留意し、施工計画をたてること。

- (1) 関連法令を遵守するとともに、工事にかかる本組合の施策等を理解し、工事を実施すること。
- (2) 工事関係者の安全確保と環境保全に十分配慮すること。
- (3) 工事に伴い近隣地域に及ぼす影響を最小限にとどめるよう努めること。
- (4) 無理のない工事工程を立てるとともに、本組合の求めに応じ、適宜近隣住宅、地元自治会等に工事工程及び作業時間を開示すること。
- (5) 本工事に関連して、隣接する新施設の運営や現有施設の洗車場とストックヤードを供用しながらの解体工事であることに十分留意すること。

#### 2. 業務着手前の必要書類提出

- (1) 施工者は業務に着手するときは、次の書類を提出すること。
  - ・建設業法関係写し
  - ・工事着手届
  - ・現場代理人届
  - ・監理技術者・主任技術者届
  - ・協力技術者届
  - ・奈良県土木工事共通仕様書（案）及び奈良県土木工事施工管理基準に示されるもの
  - ・その他本組合の指示するもの
- (2) 解体工事に必要な各種申請書等の手続きを事業スケジュールに支障ないように実施し、必要に応じて各種許認可等の書類の写しを本組合に提出すること。

#### 3. 施工体制台帳（下請業者台帳含む）の提出

- (1) 施工者は、工事に先立ち、施工体制台帳（各下請業者、各職種別下請人名簿・一覧表等）を提出するものとする。施工者は、下請業者を選定する際、実績を重視してできる限り優良な香芝市または王寺町内の業者を選定するとともに、下請業者に対し指導・助言・援助を行い、適切な施工に努めるものとする。
- (2) ダイオキシン類ばく露防止に係るサンプリング等ダイオキシン類分析業者、作業環境測定業者、アスベスト調査者・分析業者、廃棄物処理業者は関係法令で定められた有資格者を選定すること。

#### 4. 施工

##### (1) 施工にあたり基づく図書

- ① 質疑回答書
- ② 解体設計図書（施工者が作成し、本組合が承諾したもの）
- ③ 本仕様書
- ④ 建築物解体工事共通仕様書 国土交通省大臣官房官庁営繕部
- ⑤ 建築物解体工事共通仕様書・同解説（一社）公共建築協会
- ⑥ その他本組合の指示するもの。

##### (2) 現場管理

- ① 本工事には、現場代理人及び必要に応じて副現場代理人を配し、責任をもって工事を管理すること。現場代理人は、工事管理に必要な知識と経験及び資格を有するものとする。
- ② 工事現場で工事担当技術者、下請者等が工事関係者であることが着衣、記章等で明瞭に識別できるよう処置する。工事現場において、常に清掃を行うこととし、材料、工具その他の整理を実施する。また、火災、盗難その他災害事故の予防対策について万全を期しその対策を本組合に報告する。
- ③ 建設業法に基づき、工事に必要となる主任技術者又は監理技術者を配置し、建設業法に必要な資料等を提出する。契約上の監理技術者資格は、必要な資格者を必要な時期に配置すること。専任配置期間や専任配置義務緩和等については、国土交通省発行の「監理技術者制度運用マニュアル」（最新版）に基づき適切に対応すること。途中交代についても、同マニュアルに基づき適切に対応される範囲内で可とする。
- ④ 資格を必要とする作業は、本組合に資格者の証明の写しを事前に提出し、その者が施工しなければならない。有効期限が切れたものは認められないので注意すること。
- ⑤ 施工者は、着工に先立ち、近隣事業所等との調整及び近隣建築物の状態等の事前調査等を十分行い、工事の円滑な進行と近隣の理解及び安全を確保すること。
- ⑥ 工事用地出入口他、必要な場所に交通誘導員（2名以上）を配置し部外者の安全について十分注意する。
- ⑦ 資材搬入路、仮設事務所等については、本組合と十分協議し確保すること。また、整理整頓を励行し、火災、盗難等の事故防止に努めること。
- ⑧ 通勤車両、機資材等の運搬車両は通行証を提示させ、安全運転の徹底を図ること。
- ⑨ 工事中の危険防止対策を十分に行い、併せて作業従事者への安全教育を徹底し、労務災害の発生がないよう努めること。なお、安全管理計画書を作成し提出すること。

##### (3) 日報及び月報

施工者は、工事期間中の日報及び月報を作成し提出する。（工事関係車両台数の集計も含む）月報には、進捗率、作業月報、図書管理月報等、主要な工事記録写真（定点観測写真（上空よりの写真を含む））を添付すること。

##### (4) 復旧

- ① 施工者は、敷地内で稼働中の施設及び関連施設の既存建物・既存工作物、地下埋設物並びに隣地等に支障を及ぼさないよう必要な保護又は安全対策を講ずるものとする。また、解体撤去工事において除洗に伴い既存の道路舗装、雨水排水設備等の構造物を取り壊す場合には、それら構造物の復旧をするものとする。
- ② 万一これらに損傷・汚染が生じた場合は、施工者の負担により速やかに復旧する。これに要した費用はすべて施工者の負担とする。また、工事用車両の通行等により近隣の民家・施設・道路等に損傷又は汚染等が発生した場合は、速やかに復旧等の処置を行うものとし、復旧について施工者が責を負う場合は施工者の負担とし、それ以外の家屋の復旧等については、本

組合と協議を行い決定する。なお、近隣事業所等より苦情があった場合は、誠意をもって速やかに対応し、本組合への報告を行うものとする。

- ③ 他の設備、既存物件等の損傷、汚染防止に努め、万一損傷、汚染が生じた場合は本組合と協議の上、施工者の負担で速やかに復旧すること。
- (5) 先行工事の着手  
解体設計図書についてその一部を先行して本組合の確認を終えたときは、その範囲内に限り施工者の責任において工事を施工することが出来る。
- (6) 保険  
施工者は、本工事に際しては、火災保険、組立保険、第三者損害賠償保険、建設工事保険、労働災害保険に加入すること。必要に応じて、上記以外の保険にも加入すること。
- (7) 折衝  
工事施工に当たっては、施工者は事前に各所轄の官公署・会社等に連絡・折衝打合せの任にあたるものとする。
- (8) 近隣対応
  - ① 施工者は、粉じん、騒音、振動、悪臭、排水、交通渋滞、光害、電波障害及びその他工事により周辺住民等に与える影響を、合理的な範囲で低減するよう努めること。
  - ② 工事の内容（施工方法及び工程計画等）は、近隣事業所等及び工事に際し影響がある関係機関等に対し事前に周知すること。
  - ③ 施工者が行う近隣対応について、事前及び事後にその内容及び結果を本組合に報告すること。
  - ④ 工事により生じた影響に対する近隣事業所等からの要望や苦情については、本組合が直接的な窓口として対応する。必要に応じて対策を講じる必要がある場合、本組合を支援すること。また、影響の要因が施工者による工事によるものでないことが明らかな場合は、その因果関係を判断可能な調査報告書を作成の上、本組合に報告すること。

## 5. 解体撤去工事中又は完了に際して提出する図書

施工者は、解体撤去工事の途中及び完了に際して、次の内容の図書を提出すること。

書類名称	記載する内容
1) 汚染物質・ダイオキシン類・アスベスト等分析結果報告書	
2) 各種汚染物除去結果報告書	
3) 建設副産物に関する図書	(1) マニフェスト（産業廃棄物管理表）総括表 (2) 再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画の実施状況（電子データ共） (3) 産業廃棄物処理委託契約書（写）、産業廃棄物収集運搬業許可証（写）
4) 関係官庁申請図書等	(1) アスベスト除去に係る解体工事完了報告書 (2) 再資源化完了報告書 (3) その他本組合が指示する図書
5) 解体撤去工事完了報告書及び竣工図（完了時点の現地状況を表したもの）	

## 第3章 解体撤去工事仕様

### 第1節 一般共通事項

#### 1. 事前調査

工事着手にあたり、既存施設、付着物、残置物等の確認を行うものとする。また、埋設配管等が存在するため、その位置・利用状況等について調査し、その結果を本組合に報告して、解体撤去工事に支障がある場合は、その確認・措置方法の承諾を受けるものとする。

#### 2. 仮設工事

- (1) 解体施設毎に仮囲い及び防音シート又は防音パネル等を設置すること。ただし、解体工事に支障がある場合は、一時撤去しその後復旧等すること。
- (2) 工事に必要な用水は施工者負担とする。
- (3) 工事に必要な電力は施工者負担とし、配線その他一切の設備を設置して引込みを行うこと。
- (4) 場内から、ほこり等が発生しないように建物高さ等を配慮して散水等を行うこと。雨水排水先は事前に検討し、周辺環境の保持に努めること。
- (5) 除染や粉塵防止に伴い発生する汚水は、汚水処理設備による処理または場外処分とする。なお、処理を行ったとしても現地放流は認めない。
- (6) 工事に必要な廃棄物ヤード、分別ヤード、仮設設備、駐車場等の設置場所は、敷地内で不足する場合は敷地外に確保すること。現状、本組合の敷地には、ほとんど余裕がないため、特に注意すること。
- (7) 酸素・アセチレン・軽油等の危険物は所定の位置に施錠できる小屋等に保管すること。
- (8) 発注者が指定する本工事の工事監理者用に監理事務所を設置すること。工事現場事務所の中に一室設けてもよい。なお、想定人員数は3名とし、工事監理者用の机、椅子、ロッカー、ヘルメット掛け、靴箱、照明、エアコン、WiFi 設備等を設置する。これらの設置・通信・維持等に係る費用は受注者負担とする。

#### 3. 清掃・整頓

工事現場は常に整理・整頓し、竣工前には周辺の整地・清掃・後片付けを行うものとする。

#### 4. ばいじん等の飛散防止

- (1) 汚染物除去を行う設備は、その全体を壁及び天井等により隔離すること。ただし、全体を覆うことが困難な設備については、作業を行う箇所ごとに隔離する等の飛散防止対策を実施すること。
- (2) 汚染物除去にあたっては、当該作業を行う場所の内部の空気は排気処理設備を設けた排風機により一定方向に誘引するとともに、必要に応じて外部に対し減圧して行うこと。ただし、溶断により解体する場合にあつては、必ず当該溶断の作業を行う場所は外部に対し減圧された状態とすること。
- (3) 汚染物除去作業は、湿潤化等によりばいじん等が飛散しないように措置を講じて行うこと。解体工事の作業場所で使用した車両、機材、保護具等を当該作業場所の外へ移動する場合は、あらかじめ洗浄、拭き取り等を行い、付着したばいじん等の飛散を防止すること。
- (4) 汚染物除去作業を行う場所からの排気処理の管理目標を設定し、モニタリングを行うこと。
- (5) 汚染物除去作業を行う場所からの排気処理設備は、ばいじん等の除去の性能に支障が生じないように維持管理を行うこと。

#### 5. 汚水等の流出防止

- (1) 汚染物の飛散防止のための湿潤化、汚染物を除去するための高圧洗浄等、水を使用する作業を行う場合は、ダイオキシン類等で汚染された水の周囲への流出及び地下への浸透を防止するための措置を講ずること。作業場所に溜まった汚水は、吸収材を用いての回収、排水処理設備への移流等により速やかに排除すること。
- (2) 施設の基礎部分及び周囲の床がコンクリート等の不浸透性材料でない場合は、周囲を十分な強度を有するシート等で養生し、作業で発生した汚水の周囲への流出及び地下への浸透を防

止するとともに、施設の内部に溜まった汚水が施設外に流出しないよう当該汚水を吸収材等で速やかに回収する等の措置を講ずること。

- (3) 汚染物除去により発生した汚水の処理は、貯留して産業廃棄物としての搬出、排水処理設備による処理後湿潤利用又は放流等、適切に処分すること。
- (4) 汚染物除去により発生した廃棄物を搬出する場合は、有害物質を含有する廃棄物の中間処理・最終処分をすることができる処理業者に委託すること。

## 6. 廃棄物の適正処理

- (1) 廃棄物は、廃棄物保管場所であることを表示した場所にばいじん、燃えがら、がれき類、金属くず、廃プラスチック等の種類及び固体、液体、粉体等の性状ごとに分別し、飛散及び流出しない構造の容器、コンテナ、ピット等に適正に保管すること。
- (2) 廃棄物の保管場所を屋外に設ける場合は、テント等により雨水対策を行うとともに、周囲から雨水が流入しないための措置を講ずること。
- (3) 廃棄物の保管場所の底面は、水分を含んだ廃棄物から流出した水、汚染された廃棄物に触れた雨水等が地下に浸透しないための措置を講ずること。
- (4) 廃棄物の収集・運搬、中間処理及び最終処分については、委託する許可業者との書面による契約、マニフェスト交付等の手続を確実に行之、廃棄物の適正処理を実施すること。
- (5) 焼却施設から発生した廃棄物のうち、ばいじん、燃えがら及び汚泥については、特別管理産業廃棄物として扱うこと。ただし、特別管理産業廃棄物等でないことを確認した場合はこの限りではない。（ばいじん、燃えがら及び汚泥以外の廃棄物については、有害物質を含む産業廃棄物として取り扱うものとする。）

## 7. 汚染物・有害物除去前の養生と仮囲い

ダイオキシン類で汚染されている設備やアスベスト等有害物質を含有する設備の除去作業及び解体・撤去前には、汚染物が飛散することのないように設備全体を完全目張りする等により養生すること。

## 8. 特定建設作業に係る規制基準

工事にあたって、構造物の状況や工事現場周辺の環境条件を検討した上で騒音規制法及び振動規制法に従い、事前に届出等の手続を行い、定められた基準値及び時間帯の範囲内で工事を行わなければならない。

## 9. その他の工事条件

- (1) 添付資料（旧施設図面等）で示している残存工作物・地中障害物の存在が確認された場合は、施工者の負担において適切に処分すること。予期せぬ大規模な工作物（抜杭工事が必要な杭等）や地中障害物が存在した場合は、別途協議を行う。
- (2) 本工事に伴い発生する掘削土を場内再利用する場合、運搬・仮置きにあたっては、散水やシート掛け等により、土の飛散・流出対策を講ずること。
- (3) 本工事で発生した伐採木については、施工者の費用負担にて、処分するものとする。
- (4) 工事に際して、騒音・振動・粉じん、その他に配慮して周辺生活環境の保全に努めること。また、濁水についてもノッチタンクを設置する等により適切に処理すること。
- (5) 工事中の車両の出入りについて、隣接する新施設や現有施設の洗車場とストックヤードの運営に配慮するものとする。

## 10. 周辺住民等に対する工事の周知

施工者は、本組合の求めに応じ、工事施工計画や調査結果等に関する周辺住民への説明資料を作成すること。また、説明会等の際には必要に応じて担当者が出席すること。

## 11. 家屋調査

周辺施設である新ごみ処理施設のほか、敷地東側にあるゆらくの里（全棟）、風鈴山荘について家屋調査を実施すること。

## 第2節 汚染物・有害物の除去

### 1. 解体前の事前措置と除去

- (1) 解体に先立ち、残置物の除去・撤去及び回収、ダイオキシン類や重金属類による汚染物・付着物の除染、アスベスト含有建材・資材の除去及び処理・処分、特別管理産業廃棄物の除去及び回収等の事前措置を行うこと。
- (2) 本組合において、ごみピット、灰ピットのごみや灰についてはクレーンで可能な範囲で除去、薬品やオイルタンクの油等はできるだけ残留物は除去するが、その他については施工者の責任において撤去・処理・処分するものとする。
- (3) 施工者は、保温材・断熱材等についても、あらかじめ石綿等の使用の有無を調査しその結果を記録する等「石綿障害予防規則」等に従って必要な調査を行い、適切な処理方法を選定、作業計画を作成し、関連諸法令等を遵守して必要な届出を行うとともに選別保管しなければならない。

### 2. ダイオキシン類ばく露対策要綱の遵守

- (1) 廃棄物焼却施設の解体作業は、労働安全衛生規則の規定に基づき、労働者のダイオキシン類によるばく露防止が定められているとともに、労働安全衛生法第88条に基づく計画の対象とされている。施工者は、「廃棄物焼却施設関連作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」基発0110第1号に基づく解体作業におけるダイオキシン類ばく露防止を徹底すること。
- (2) 自主判断が難しい部分については、施工者が労働基準監督署等所管官庁との協議を行い、労働者や周辺の安全を重視して工事を行うこと。

### 3. アスベスト関係マニュアル等の遵守

- (1) アスベストの処理やばく露防止対策については、環境省、国土交通省、厚生労働省等から示されている各種基準・指針、「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル令和6年2月改定」、「石綿含有廃棄物等処理マニュアル（第3版）」等のマニュアル等を遵守し、飛散防止やばく露防止を徹底すること。
- (2) 自主判断が難しい部分については、施工者が労働基準監督署等所管官庁との協議を行い、労働者や周辺の安全を重視して工事を行うこと。

## 第3節 解体撤去工事

### 1. 解体工法

解体は、手作業又は機械作業による分別解体を行う。ただし、ガス溶断による工法は避けること。やむを得ず溶断作業が必要となった場合は、ダイオキシン類ばく露防止対策要綱等のマニュアルに記載されている適切な処置を講じること。

### 2. 障害物等撤去

解体工事に支障のある電気・通信等の配管や配線の処理については、本組合と協議の上、必要な処置を施すこと。

### 3. 機械装置・電気盤類解体

各施設の解体機器・電気設備の詳細は施設図面を参照の上、各施設の機械・ダクト・配管、電気盤及び配線等は、基礎も含めて解体の上、すべて撤去する。なお、施設図面と現状との相違については、現地確認を行い確認しておくこと。

解体撤去物の外部搬出にあたっては、必要に応じて搬出口の設置又は既存扉又はシャッター等を通じて搬出可能な寸法まで内部で小割りを行う。

### 4. 建築物解体

機械装置等の解体・撤去後の建築物等は、地下部分（GL-1.5mより上部）を含め全ての構造物を解体・撤去すること。なお、撤去深度については基礎の状況によって多少前後しても構わないが、事前に本組合と協議・承諾を得た上で施工し、平面図、断面図に座標等で正確に残置範囲を記録し

たものを本組合に提出すること。また、地下躯体を残置する場合、水が溜まる箇所には水抜き穴を設け、躯体の空洞部分については埋戻しを行う等適切な処置を施すこと。

## 5. 解体撤去及び搬出

機械装置解体撤去及び外部搬出に支障となるプラント設備及び建築設備機器、配管・配線、建物構造物、床スラブや梁等を解体する場合は、構造上の安全を確認した上で施工すること。

## 6. 発生材処分と再資源化

発生材については、施工者の責任においてすべて場外処分すること。産業廃棄物の処理については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条1項の許可を得た専門処理業者にて処分する。着工前にその許可書及び本工事に係る契約書の写しを提出し、マニフェストシステムにより処理状況を確認すること。

特定建設資材廃棄物は、建設リサイクル法に基づき現場で分別し、機械装置、ステンレス鋼、電線ケーブル類等の再資源化等を図ること。

## 7. 火災・爆発防止

溶接や溶断作業を行う場合は、事前に残存可燃物の有無を確実に調査した上で作業を実施すること。溶接及び溶断に伴う火花等に対して可燃物等に引火することのないよう適切な防護措置を講ずること。

## 8. 場内整備工事

### (1) 埋戻し

場内再利用土もしくは良質土により埋戻しし、表層90mmは敷砂利(C-40)を行うこと。なお、解体施設のコンクリートがらを埋戻しに使用しないこと。

### (2) 整地、雨水排水設備の敷設

解体後必要に応じ、ブルドーザ等による整地、地均しを行うこと。雨水は適切に排水できるよう整地及び雨水排水設備の敷設をすること。整地高さは、構内道路の高さ程度とするが、新ごみ処理施設側については、グレーチング側溝にレベルを合わせることを。

### (3) 駐車場の敷設

解体跡地に敷砂利、整地・地均し後、トラロープ(アンカー止め)にて駐車場区画を整備すること。事前に計画図面を提出し、本組合の承諾を得てから施工すること。

## 第4節 環境モニタリング

### 1. 汚染物のサンプリング調査

ダイオキシン類・重金属類・アスベスト等の調査及び廃棄物(堆積物・付着物等)の処分に必要な調査を実施し、その結果を本組合へ報告するとともにその調査結果に応じて工事計画を検討すること。

### 2. 汚染物除去作業時及び解体作業時の作業環境等調査

(1) 汚染物除去作業場について、労働安全衛生法に基づく作業環境測定基準等に準じた方法により、空気中のダイオキシン類濃度の測定及び総粉じんの濃度の測定を単位作業場所ごとに1箇所以上、解体作業中に少なくとも1回以上行うこと。

(2) 汚染物除去作業中に、集じん設備の出口において基準を遵守するものとし、2回以上調査を行うこと。粉じんについては、デジタル粉じん計等により毎日、集じん設備出口の総粉じん量を測定し、大気中の推定ダイオキシン類の量を算出、記録すること。

### 3. 汚染物除去後調査

焼却施設の焼却炉、ガス冷却塔、集じん機、煙道、その他のダイオキシン類に汚染されている又はそのおそれのある機器は、除去後にサンプリング調査を実施して十分除去されたことを確認すること。

### 4. 洗浄処理水調査

ダイオキシン類等の除染水を処理した後の水については産廃処理とし、現地放流は行わない。そのため、調査は任意とする。

### 5. 標準土による土壌調査

土壌については、除去工事による周辺環境への影響を確認するために工事着手前及び解体作業終了後に、敷地境界線付近4地点（例：東西南北）について、土壌のダイオキシン類及び重金属等（第二種特定有害物質項目）の調査を行うこと。調査方法については、標準土（購入土）を設置する方法によることとする。

## 6. 調査項目のまとめ

モニタリング調査項目をまとめると次のとおりである。調査項目や検体数は、本表を参考とし、関係機関の指示がある場合は必要に応じて追加実施すること。施工者は、本組合に対し、事前調査書面を交付して事前調査の各段階において調査結果を報告すること。

表 環境調査実施項目（ごみ焼却施設等の解体）

調査項目	工事前	工事中	工事後
付着物・堆積物のサンプリング追加調査 ( $> 3 \text{ ng-TEQ/kg}$ )	付着物・堆積物ダイオキシン類調査 ※	—	—
アスベスト調査	アスベスト含有量定性及び定量調査	—	—
付着物除去作業中、解体作業中環境調査	—	作業場空気中のアスベスト粉じん濃度の測定	—
	—	作業場空気中のダイオキシン類及び総粉じん濃度の測定 ※	
	—	汚染空気の集じん設備出口アスベスト粉じん濃度の測定	
	—	汚染空気の集じん設備出口ダイオキシン類濃度及び総粉じん量の測定	
周辺環境調査	敷地境界4地点の環境大気アスベスト粉じん濃度調査	敷地境界4地点の環境大気アスベスト粉じん濃度調査	敷地境界4地点の環境大気アスベスト粉じん濃度調査
	敷地内4地点の環境大気ダイオキシン類24時間連続1日間調査	—	敷地内4地点の環境大気ダイオキシン類24時間連続1日間調査
	—	敷地境界線にて騒音・振動調査1回以上	—
除去解体汚染物調査	—	除去後ダイオキシン類、重金属類	—
洗浄処理水及び汚泥調査	—	— (現地放流は実施しないこと)	—
除去解体物及び廃棄物調査	—	耐火材、コンクリート、堆積物、付着物等（ダイオキシン類、重金属8項目）	—
土壌調査	標準土による敷地境界内4地点ダイオキシン類及び重金属等（第二種特定有害物質項目）	—	標準土による敷地境界内4地点ダイオキシン類及び重金属等（第二種特定有害物質項目）
血中濃度調査 (必要に応じて実施)	作業員血液中ダイオキシン類濃度調査	—	作業員血液中ダイオキシン類濃度調査

注) ※印は、「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」（基発第401号平成13年4月25日）に基づく調査。

表 環境調査実施項目（ごみ焼却施設以外の解体）

調査項目	工事前	工事中	工事後
アスベスト調査	アスベスト含有量定性及び定量調査	—	—
付着物除去作業中、解体作業中環境調査	—	作業場空気中のアスベスト粉じん濃度の測定	—
	—	汚染空気の集じん設備出口アスベスト粉じん濃度の測定	
周辺環境調査	敷地境界4地点の環境大気アスベスト粉じん濃度調査	敷地境界4地点の環境大気アスベスト粉じん濃度調査	敷地境界4地点の環境大気アスベスト粉じん濃度調査
	—	敷地境界線にて騒音・振動調査1回以上	—